

議案第20号

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年3月2日提出

多可町長 戸田善規



多可町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日  
条例第 号

多可町国民健康保険税条例（平成17年多可町条例第135号）の一部を次のように改正する。  
第23条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の多可町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



多可町国民健康保険税条例の新旧対照表

現 行	改正後
<p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき265,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円 (イ) 特定世帯 4,950円 (ウ) 特定継続世帯 7,425円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険</p>	<p>第1条～第22条 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円 (イ) 特定世帯 4,950円 (ウ) 特定継続世帯 7,425円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険</p>

現 行	改正後
<p>者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,050円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円 (イ) 特定世帯 1,500円 (ウ) 特定継続世帯 2,250円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,800円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,550円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき480,000円を加算 した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除 く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,920円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円 (イ) 特定世帯 1,980円 (ウ) 特定継続世帯 2,970円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額</p>	<p>者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,050円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,000円 (イ) 特定世帯 1,500円 (ウ) 特定継続世帯 2,250円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,800円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,550円</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 33万円に被保険者及び特定同一世帯所屬者1人につき490,000円を加算 した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除 く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4,920円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円 (イ) 特定世帯 1,980円 (ウ) 特定継続世帯 2,970円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険 者均等割額</p>

現 行	改正後
<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,620円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円 (イ) 特定世帯 600円 (ウ) 特定継続世帯 900円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,920円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,020円</p> <p>第23条の2～第27条（略）</p>	<p>被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,620円</p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別 平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,200円 (イ) 特定世帯 600円 (ウ) 特定継続世帯 900円</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,920円</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,020円</p> <p>第23条の2～第27条（略）</p>

